○海上保安庁告示第六十三号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MH 967	同」	を
「MH 967	同」	
MH 968	同」	に改め、
「MH 969	同」	
「MH 969	同」	を
「MH 969	同」	
MH 970	同」	に改める。

JA 967A」		を
JA 967A」		
JA 968A」		に改め、
JA 969A」		を
JA 969A」		
JA 970A」		に改める。

附　則

この告示は平成二十四年三月十三日から施行する。

○東北地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鶴岡市五十川字浜千鳥一五六番一から同市五十川字浜千鳥一五二番四まで	前	二〇・二〇～三四・四五メートル
	後	二〇・六〇～四六・八〇メートル　〇・〇六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市五十川字浜千鳥一五六番一から同市五十川字浜千鳥一五二番四まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月八日

○中部地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第五百二十七号尾張都市計画下水道事業日光川上流流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年三月五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第千九十六号尾張都市計画下水道事業五条川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年七月二十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十四年三月八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　とくしま建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐藤　賢治
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年一月三十日